

◎新潟県選挙管理委員会告示第40号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第122条の規定により、平成30年6月10日に執行の新潟県知事選挙及びこれと同時に行う新潟県議会議員上越市選挙区及び南魚沼市南魚沼郡選挙区補欠選挙における投票及び開票の順序を次のとおり定めた。

平成30年6月1日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

- 1 投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序  
先 新潟県知事選挙の投票  
後 新潟県議会議員補欠選挙の投票
- 2 開票の順序  
先 新潟県知事選挙の開票  
後 新潟県議会議員補欠選挙の開票